

第143号議案

新城市作手高齢者生活福祉センター虹の郷の指定管理者の指定

新城市作手高齢者生活福祉センター虹の郷の指定管理者として次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年12月7日提出

新城市長 穂積亮次

管理を行わせる施設	指定管理者となる団体	指定の期間
新城市作手高齢者生活福祉センター虹の郷 新城市作手高里字縄手上 22番地	社会福祉法人新城市社会福祉協議会 新城市字東沖野20番地 12	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで